



●各部会で新春講演会・新年会を開催しました

青年部 開催日:2月10日(水) 会場:板井「茂助」

青年部では、講師に株式会社ABEL石渡美穂氏を招いて「お金を増やす方法」と題してご講演いただきました。世界の金融の状況、預金、株式運用によるNISAなどの説明を受けました。当日は10名の参加があり、講演終了後は恒例の新年会を開催しました。



工業部会 開催日:2月16日(火) 会場:黒崎商工会

工業部会では、講師に花形勝二商工会職員による「～各種補助金、助成金について～(小規模事業者持続化補助金等)」と題して講演会を開催しました。当日は21名の参加がありました。



女性部 開催日:2月18日(木) 会場:大野町「山六」

女性部では、講師にストレッチングトレーナー長瀬圭子氏を招いて「元気な経営者のための健康管理! ～若返りとストレッチ～」と題してご講演いただきました。当日は11名が参加し、外出自粛に伴う運動不足解消に一翼を担うことのできた有意義な講演会になりました。

●新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方に対する納税の猶予について

新潟市では以下のような理由により、市税を一時に納付することができないときに申請することで、納税が猶予される場合があります。ただし、猶予期間は、原則として1年以内で、審査があります。

1. 財産について相当の損失を受けた場合(新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸資産を廃棄した場合)
2. 納税者またはその生計を一にする親族などが病気にかかった場合
3. 事業を廃止し、または休止した場合
4. 事業について著しい損失を受けた場合

徴収猶予が認められると

1. 原則、一年間猶予が認められます。
2. 猶予期間中の延滞金の全部または一部が免除されます。
3. 財産の差押えや換価(売却)が猶予されます。

手続き等の問い合わせ先は 新潟市税事務所納税課納税推進グループ(電話:025-226-2310)

●新しい総代が選出されました

令和3年2月1日に公告した黒埼商工会総代選挙につきましては、2月9日に立候補を締め切り、2月10日に選挙役員により、4地区すべてにおいて定数を超えなかったことを確認しました。

定数内のため、商工会運営規約の規定により、無投票で110名の立候補者全員が当選しましたので、選挙結果を商工会掲示場で公告するとともに、会員の皆様にお知らせします(名簿は新総代の承諾を得て4月に広報する予定です。)

●「協会けんぽ」の令和3年度 保険料率変更について

全国健康保険協会(協会けんぽ)の保険料率が令和3年3月分(4月納付分)から変更となります。

新潟支部の健康保険料率、及び介護保険料率は以下のとおり変更となります。

健康保険料率 給与・賞与の 9.58% → **9.50%**(令和3年3月分(4月納付分)から)

介護保険料率 給与・賞与の 1.79% → **1.80%**(令和3年3月分(4月納付分)から)

●事業所「定期健康診断」のお知らせ

黒埼商工会館において、事業所健康診断が実施されます。どうぞこの機会にご利用ください。

なお、詳細は別紙案内文書をご参照ください。

- ・日 時 令和3年4月16日(金)午前10時～11時30分
- ・健診機関 一般社団法人 新潟縣健康管理協会(新潟市中央区新光町11番地1)
- ・申込方法 別紙「定期健康診断申込書」を申込期限までに黒埼商工会へFAXにてお申し込みください。

●令和3年4月1日より、税込価格の表示(総額表示)が必要になります！

事業者が消費者に対して行う価格表示が対象です。店頭での値札・棚札の他チラシなどどのような表示媒体も対象となります。例えば、次に掲げるような表示が「総額表示」に該当します(例示の取引は標準税率10%が適用されるものとして記載しています。)

(表示例)11,000円 11,000円(税込) 11,000円(税抜価格10,000円) など

税込価格が明瞭に表示されていれば、消費税額や税抜価格を併せて表示することも可能です。詳細については財務省のHP「消費税の税額表時義務と転嫁対策に関する資料」をご覧ください。

●新潟県の産業別最低賃金について

新潟県の産業別最低賃金が改正されました。

最低賃金	時間額	効力発生日
新潟県最低賃金 (新潟県で働くすべての労働者に適用されます！)	831円	令和 2年10月 1日
新潟県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	910円	令和 2年12月30日
新潟県各種商品小売業最低賃金	842円	平成 元年12月31日
新潟県自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業最低賃金	920円	令和 2年12月18日

(最低賃金に関するお問合せ先)

新潟労働局賃金室(電話025-288-3504)又は最寄りの労働基準監督署まで